

薬局の管理及び運営に関する事項

許可の区分	薬局	
薬局開設 許可証記載 事項	薬局開設者氏名	有限会社サカモト代表取締役 坂本 悟
	薬局の名称	坂本調剤薬局
	薬局の所在地	横浜市港北区大倉山3-6-11
	許可番号	第101120095号
	有効期限	令和2年1月1日から 令和7年12月31日
薬局の管理者の氏名	西澤 友紀	
勤務する薬剤師	吉武 千賀子、清家 やよい、吉倉 蘭子 梅澤 佳子、渡邊 泰子	
取り扱う一般用医薬品の区分	要指導医薬品 第一類医薬品 第二類医薬品（指定第二類医薬品） 第三類医薬品	
薬局に勤務する者の名札等 による区別に関する説明	薬剤師：「薬剤師」の名札に白衣 その他の者：「事務」の名札に桃色白衣	
営業時間	月・火・木・金曜日 9:00～19:00 水曜日 9:00～17:00 土曜日 9:00～15:00 休日 日曜日・祝日	
営業時間外で相談できる時間	緊急時はいつでも対応いたします	
相談時及び緊急時の連絡先	薬局の電話より、転送電話にて対応	

●当薬局は、厚生労働省が定める要件を満たした保険薬局です。

●どこの医療機関の処方せんでも、受け付けています。

●後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用促進に積極的に対応しています。

●有効かつ安全にお薬を使用していただくために、かかりつけ薬局として、患者さんごとに薬剤服用歴記録簿の管理を行っています。お薬によるアレルギーや副作用、重なり、のみあわせについてのチェックをしていますので、他の医療機関の受診状況や使用しているお薬の情報について確認させていただきます。必要に応じて、処方した医師等に問い合わせやお薬の使用状況等について、患者さんの承諾を得て、情報提供を行うことがあります。

●使用されるお薬の名称、効能、使用方法、およびご使用にあたって注意をしなければいけない事項について説明や情報提供を行います。

●ご自分のお薬の記録をするための専用の手帳(お薬手帳)を作成することをおすすめしています。

●医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進する観点から、領収書の発行の際に、個別の調剤報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しています。

●現在 約1300品目の医薬品を備蓄し、ひと月に約100の保険医療機関の処方せんを応需しています。

●取り扱っている公費負担医療等： 神奈川医療費助成・
公害医療・生活保護・感染症・障害者自立支援・労災